

# 佐倉都市計画地区計画の変更（佐倉市決定）

都市計画ユーカリが丘一丁目地区地区計画を次のように変更する。

平成9年1月17日告示

名称	ユーカリが丘一丁目地区地区計画	
位置	佐倉市ユーカリが丘一丁目の一部の区域	
面積	約 20.4 ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、京成ユーカリが丘駅の北に位置し、宅地開発による計画的な住宅地として、土地利用及び都市施設の整備がなされ、良好な住環境が形成されている区域である。 そこで、地区計画を策定することにより、閑静な住宅地としての良好な住環境の維持及び保全を目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、既に一戸建て専用住宅を主とした土地利用がなされており、この住環境が損なわれないように地区を住宅地区・利便地区に区分し、適正な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	本地区には、幅員16mの都市計画道路及び幅員6mの道路を主体とした道路網が整備され、又街区公園も一体的に整備されているので、これらの機能が損なわれなように維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	本地区における地区計画の目標に基づき、既に形成されている良好な低層住宅地としての住環境の維持及び保全を目指し、快適でゆとりある良好な住環境の整備を図る。
地区整備に関する計画	地区の区分	住宅地区 約 18.7 ha
	区分の名称	利便地区 約 1.7 ha
	区分の面積	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。  1. 長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	建築物の敷地面積の最低限度	160 m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次のものを除く。 1. 敷地境界線からの距離が1m未満にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3m以内のもの 2. 車庫 3. 物置で高さが2.5m以下で、かつ面積が5m <sup>2</sup> 以下のもの	
建築物等の高さの最高限度	建築物の最高の高さは、地盤面から12m以下とする。	

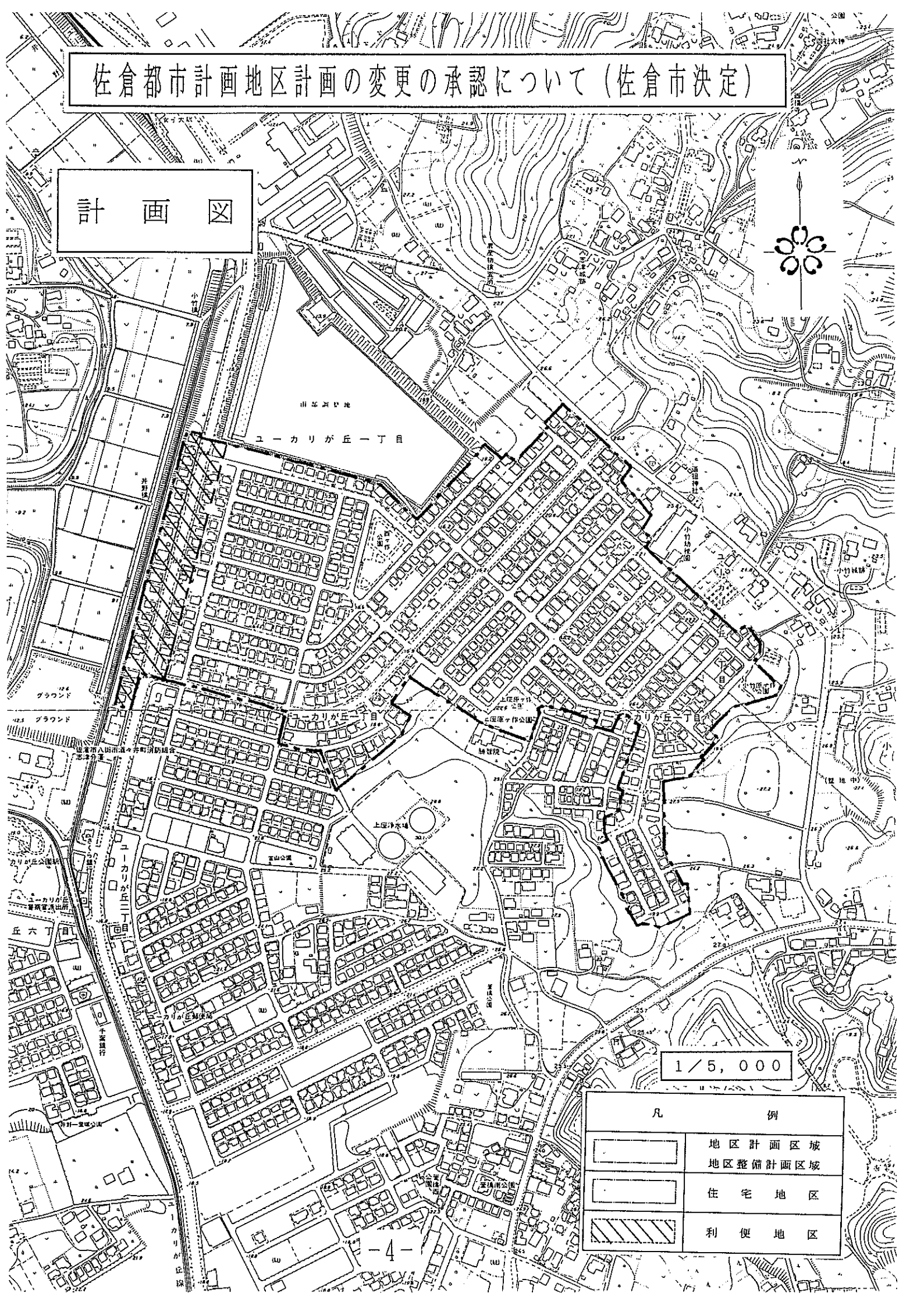
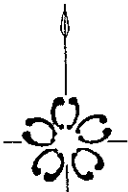
「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の改正に伴い、地区計画を変更する。

建築確認申請を伴う場合は地区計画の届出は不要となります。

# 佐倉都市計画地区計画の変更の承認について（佐倉市決定）

計 画 図



山並み地区  
ユーカリが丘一丁目

1 / 5, 000

凡	例
	地区計画区域 地区整備計画区域
	住宅地区
	利便地区